

事務連絡
令和2年4月28日

各 都道府県 高齢者保健福祉主管課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課

新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、外出自粛や、通所介護、短期入所生活介護の利用回数の変更などにより、多くの高齢者の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごす生活が長期化することが想定されます。そして、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念されるところです。

この点、新型コロナウイルス感染症対策本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）における「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「（6）その他重要な留意事項1）人権への配慮等⑥」において「政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。」とされていることから、下記のとおり、高齢者虐待への対応に関する留意事項をお示しいたします。市町村が高齢者虐待の防止・虐待対応を、関係者とも連携しつつ適切な支援を行うよう、都道府県におかれては管内の市町村に周知を図るとともに、「高齢者権利擁護等推進事業」も活用しながら必要な支援をお願いいたします。

記

- 1 高齢者虐待の発生・深刻化の防止の観点から、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むことや在宅の一人暮らし高齢者等の地域での見守りとともに、養護者が地域で孤立化しないよう、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、適切に見守り等を実施すること。
- 2 外出自粛要請が長期化することで、高齢者本人や同居する家族等の負担が増すことにより、高齢者虐待が発生し深刻化するリスクが高まることが考えられることから、例えば、介護保険サービス等の利用が減り代替サービスの利用がない、サービスの利用を増やすことが必要だが困難であることなどの状況が把握されている場合については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認

や、フォーマル・インフォーマルサービスを含めた代替サービス活用の可能性を検討すること。

- 3 高齢者の保護や虐待の事実確認等、市町村等が行う養護者及び養介護施設従事者虐待対応に困難が生じる場合は、都道府県や関係団体などと連携・協働し対応すること。

※ 訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話やメール等による方法を適宜活用してください。

(問合せ先)

厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL : 03-5253-1111

課長補佐 越田 (内線3966)

高齢者虐待防止対策専門官 乙幡 (内線3995)